

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 11 日

北広島市長 上野 正三

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

北広島地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	12 経営体
個人	37 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地流動化を促進するためには情報の一元化が有効であり、担い手への農地集積を促進するため、地域の農業関係機関との連携を密にして、農地中間管理機構の機能を活用するとともに、地域の実情に応じた農地流動化の取組にも対応する。

6 地域農業の将来のあり方

- ・都市近郊という立地条件を活かし、有利販売の見込める品目の生産に地域として取り組む。
- ・中心となる経営体については離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり、耕作放棄地を解消することで規模拡大を目指す。
- ・酪農等の畜産農家においては自給飼料の割合を高め、飼料費の縮減を目指す。
- ・新規就農者は生産技術や生活支援等の面で、地域、関係機関とともにフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。
- ・中心となる経営体と連携する者（兼業農家、自給的農家へ縮小する者）は、農地の貸付、農作業等の役割を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。
- ・個別の経営から法人化への転換により、将来的に経営継承されることを望む。